

南アフリカにおける特許権 の権利行使 -基礎編【その2】



Spoor & Fisher Consulting (Pty) Ltd.

Bryce
Matthewson
(弁護士)

Hugh
Moubray
(弁護士)

Spoor & Fisher は1920年に知的財産専門の法律事務所として設立され、現在では商標、特許、意匠、著作権の出願、登録、中間手続とともに権利行使を行っている。また、クライアントの知的財産売買も支援している。Spoor & Fisher は、アフリカおよびカリブ海地域を中心に80を超える国・地域の知的財産(IP)法および実務の知識と経験を有している。

Bryce氏は特許訴訟部門のメンバーであり、特許および意匠訴訟における豊富な経験を積んでいる。

Hugh氏は特許訴訟部門長であり、特許、意匠の他、著作権および不正競争訴訟のスペシャリストである。Hugh氏は機械、採鉱、冶金、電気、化学および医薬分野を含む広範な分野の訴訟経験をもつ。

本稿では、南アフリカにおける特許権の権利行使について、3. 申立手続以降を解説している【その2】続編である。

目次

1. 原告適格 — 誰が権利行使手続を提起できるのか
2. 訴訟手続
(以上、【その1】)
3. 申立手続
4. 緊急申立手続
5. 立証責任
6. 救済
7. 上訴

3. 申立手続

申立手続において、証拠は宣誓供述書の形で提出されるため、反対尋問は行われない。このように書面審理を中心とする申立手続が利用されるのは、原告の特許権

者（申立人）が、口頭審理を必要とするような事実争点が存在しない、または存在するにしてもその事実争点は重要度の低いものであると考える場合であり、特許権の権利行使手続においてはあまり利用されない。

申立手続が開始され、後に事実に関する争点が生じた場合、いずれの当事者も口頭証拠に依拠することができる。この場合、争いのある事実争点だけが口頭証拠により検証される。

3-1. 手続

申立手続は、申立通知書と申立人が訴えを陳述した宣誓供述書の提出および送達により開始される。

その後、以下のやりとりが行われる。

- a) 申立通知書の送達日から5日以内(休廷日除く。以下同じ)に、被疑侵害者（被告）は、反論意思通知を提出しなければならない
- b) 反論意思通知の提出後15日以内に、被告は、申立人の宣誓供述書に対する自己の答弁を述べた答弁宣誓供述書を提出しなければならない
- c) 答弁宣誓供述書の送達後10日以内に、申立人は、答弁宣誓供述書に示された主張に対する応答のみを述べる応答宣誓供述書を提出する。さらなる宣誓供述書は、裁判所の許可を得た場合に限り提出することができる

以上のやり取りを経た後、宣誓供述書の形式で示される証拠に基づく審理が行われる。

3-3. 手続期間

訴答書面のやりとりに要する期間は、通常、2ヶ月程度である。しかし、訴訟手続の場合と同様に、両当事者が訴答書面の提出期間を延長することも珍しくないため、実際には手続期間の遅延を招くことになる。

裁判所の審理は、通常、訴答終了後4～8か月以内に行われる。判決は通常、審理終了後3～6週間以内に下される。

4. 緊急申立手続

緊急申立手続は、通常、特許権者（申立人）が、訴訟または申立手続の最終決定を待たずに、緊急の暫定救済（差止命令）を必要とする場合に提起される。

4-1. 手続

緊急申立手続の手順は、基本的に申立手続と同じである。期間のみ通常の申立手続より短縮される（下記「手続期間」参照）。

4-2. 手続期間

緊急申立手続の申立人は裁判所に対し、訴答書面の通常の提出期間を短縮するよう要求する。1週間以内に訴答段階が終了するほど期間が短縮されたこともある。

特許権者が事案の緊急度を裁判所に説得できれば、直前の通知により、緊急審理が開催されることもある。通常、緊急申立の受理日から数日以内に審理が開催され、判決は、1～2週間以内に下される。

5. 立証責任

南アフリカ法では、原則として訴えを提起する当事者が立証責任を負う。したがって、侵害訴訟を提起する特許権者は、被告による侵害を立証する責任を負う。一方、被告が、抗弁として原告の特許無効などを主張する場合、無効について立証する責任は被告側が負う。

6. 救済

特許権の権利行使手続において認められる救済は、訴訟および申立手続のいずれにおいても同一であり、以下の救済が含まれる（特許法第 65 条(3)項）。

- a) 差止命令
- b) 侵害製品、または侵害製品が不可分の一部となっている製品の引渡し
- c) 損害賠償

特許権者は、侵害による実損害や逸失利益に対する損害賠償を請求する代わりに、当該特許に基づくライセンスを供与した場合に得られたであろう合理的実施料相当額を請求することもできる（特許法第 65 条(6)項）。

7. 上訴

特許局裁判所の特任裁判官の判決に対する控訴は、高等裁判所の大法廷（3名の裁判官）または最高裁判所（Supreme Court of Appeal）に提起できる。通常、特許事件における控訴は、高等裁判所の大法廷ではなく、最高裁判所に直接提起される。ここで、特任裁判官の判決を不服とする当事者は、即座に大法廷または最高裁に控訴できるわけではなく、事前に特任裁判官の控訴許可を得なければならない。ただし、もし特任裁判官が控訴を許可しない場合でも、この当事者は、控訴を予定していた裁判所に申請を提出することができ、この申請が認められれば、控訴手続へと進むことができる。控訴手続き中は、第一審の判決および命令の執行が停止される。

控訴審では、特許局裁判所において提示された事実および証拠の範囲内で見直しが行われる。控訴審において新しい主張をすることは可能であるが、新たな証拠の提出は認められない。新たな証拠の提出が認められるのは、特定の限られた状況において、かつ新証拠の提出申請が控訴裁判所に認められた場合である。

原則として、仮差止命令に対する控訴はできない。しかし、特定の状況において、たとえば仮差止命令に付随して、事実上、終局判決の効果をもつ侵害認定がされた場合などは、控訴が可能である。

特任裁判官の判決に対する控訴が高等裁判所の大法廷に提起された場合には、最高裁判所への上告が可能である。ただし、ここでも特任裁判官から上告許可を得なければならず、特任裁判官の許可が得られない場合は、最高裁判所へ上告申請を提出することができる。最高裁判所から憲法裁判所へのさらなる上訴も可能であるが、憲法裁判所の管轄である公共上重要な法律争点が提起された場合に限られる。

(編集協力：日本技術貿易株式会社)